

服装等規程

(1) 制服

学校生活は学校指定の制服とする。ただし、A・Bどちらのスタイルを選択してもよい。

<冬服>

Aスタイル：ブレザー、カッターシャツ、ズボン、ネクタイ（ニットベスト）

Bスタイル：ブレザー、ブラウス、スカート、リボン（ニットベスト）

- ・カッターシャツ・ブラウスの第1ボタンを掛け、ネクタイ・リボンを「第1ボタンが隠れる」ように着用する。
- ・カッターシャツの裾はズボンの中に、ブラウスの裾はスカートの中に入れて着用する。

<夏服>

Aスタイル：ポロシャツ、ズボン

Bスタイル：ポロシャツ、スカート

※スカートは、上下の学校指定マークが見えるよう着用し、丈は膝頭の上端より下とする。

(2) 靴下

Aスタイル：白・黒・紺・グレーを基調とした華美でないものを着用する。

Bスタイル：学校マーク付きの紺色ハイソックスを推奨するが、足首が隠れる丈から膝下丈の紺または黒色ソックスを認める。冬季は無地のベージュ色ストッキング・無地の黒色タイツの着用も認める。

(3) 靴

学校推奨の靴（ローファー）とする。登下校の状況により、運動靴も許可する。ただし、踵（かかと）のないサンダルや靴、ロングブーツ等は認めない。

(4) 上履

学校指定のものとする。（色は学年別）

(5) 防寒着

【校内での防寒着】（ニットベスト・セーター・カーディガン）について

学校指定のニットベストの着用を認める。

セーター・カーディガンは、冬の指定された期間、ブレザーの内に限って着用することを認める。

色は紺・黒又はグレーの単色、襟はVネックとする。襟付きのものや縞や柄のあるものは認めない。トレーナー・パーカー等を防寒着としてブレザーの内に着ることは認めない。気温に応じてブレザーを脱ぐ場合、指定のニットベストの着用は認めるが、それ以外は認めない。また、ブランケット等を防寒用具として授業時に使用することを認める。

【登下校時の防寒着】（コート、マフラー、手袋等）について

コートは華美でなく通学時に安全なものとする。防寒用コートとしてトレーナー・パーカーは認めない。なお、登校後は着用しない。

(6) 頭髪

高校生にふさわしく、清楚で端正なものとする。髪の色、変色及びパーマ、カール、エクステンション、奇抜な髪型は認めない。ドライヤー、アイロン等での変色も指導の対象とする。

(7) ベルトは華美でなく、黒色または茶色の無地で地味なものとする。

(8) ピアス、ネックレス、ブレスレット、リング、カラーコンタクトなどの装飾具の着用は認めない。

化粧（色付きリップを含む）は禁止する。

(9) 衣替え（必要に応じて、移行期間を設ける。）

夏服 6月1日 冬服 10月1日